

平成 12 年度 再評価実施事業（国庫補助事業）調書

事業所管部局		運輸省港湾局計画課	
計画事業名	川崎港改修（特重）事業防波堤（ ）	事業担当局	港湾局港湾整備部事業計画課
事業採択年度	着手年度 平成 3 年度	認可・承認等年度	平成 3 年度
経過年数	10 年	該当条項	事業採択後 10 年を経過
完了予定年度	平成 16 年度	関連事業名	
事業の目的概要課題	事業目的	事業採択時の背景・及び契機	
	事業内容	事業採択（着工、未着手）から基準年を経過している主な理由	
	事業費規模（単位：百万円）	現状の課題	

評価の概要	<p>小型船だまりの整備は、川崎港の物流の動脈として重要な役割を果たしている運河の効率的利用及び船舶航行の安全を確保するために必要なものである。</p> <p>当該防波堤（ ）は、小型船だまりを形成する上で必要な施設であり、港湾機能を発揮するための支援施設として整備する必要がある。</p>
-------	---

再評価への考え方	<p>当該事業は「川崎新時代 2010 プラン」における「市民に親しまれる国際貿易港の整備」及び港湾法に基づく港湾計画に位置付けられている。</p> <p>小型船だまりは、水域の適正利用、荷役の効率化、航行船舶への安全、荒天時の避難場所の確保を図るものとして、港湾管理運営上必要な施設であります。</p> <p>この小型船だまりを構成する外郭施設である本防波堤は、船だまり内の静穏度を確保するために必要不可欠な施設であることから本事業は継続する必要がある。</p>
対応方針案	<p>対応方針案（継続、中止、休止）</p> <p>対応方針案の考え方</p> <p>本事業は平成 16 年を完成予定しているが、事業効果を早期に出すためにも暫定利用を図りながら事業を推進していく。</p>